平成２１年（フ）第４００号
奈良市三松１丁目12番17―202号
債務者　黒岡　秀子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４０２号
奈良市六条１丁目25番２号
債務者　吉川　清子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４２３号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵233番地　センチュリーアスカⅢ330号
債務者　米田　麻美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３１号
宮城県登米市迫町佐沼字下田中42番地２、住民票上の住所宮城県登米市迫町佐沼字下田中42番地２　パラシオ壱番館101
債務者　大畑　浩二（旧姓猪股）
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第３２号
宮城県登米市迫町佐沼字西舘51―２　シカノハイツ102号、住民票上の住所宮城県遠田郡涌谷町涌谷字下町６番地５
債務者　菅原　由貴
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第３６号
宮城県登米市豊里町七ツ塚22番地３
債務者　千葉　純子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第１４３号
岐阜県不破郡垂井町表佐2735番地の２　アルティア102号
債務者　中川信一郎
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
松江市大庭町1331番地１　県営八重垣団地
債務者　池本千恵美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５２号
松江市西川津町622番地７　コーポ井上103号、前住所松江市大正町431番地　サンライズⅡ403号
債務者　藤原　未香
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５６号
松江市大正町432番地１　Ｓハイツ202
債務者　石橋　明美
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５７１号
熊本市平田１丁目２番25号
債務者　龍原　文子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５８０号
熊本市上熊本３丁目４番７号
債務者　藤本　節子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５８１号
熊本市池田２丁目49番28号
債務者　池田　　章
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１８６４号
札幌市北区新川１条２丁目８番25―902号
債務者　鈴木　由実
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８７９号
札幌市厚別区上野幌２条３丁目４番８号
債務者　大居　由人
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２１号
札幌市白石区栄通13丁目１番34―202号
債務者　横濱　寿貴
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２００９号
北海道北広島市高台町１丁目６番地２
債務者　幾世橋理子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部